平成２８年（フ）第３２号
山口市維新公園５丁目９番Ｅ－306号　木崎団地
債務者　山田恵美子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
山口市上竪小路13番地
債務者　中村佳代子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６２号
北海道苫小牧市字植苗223番地の３
債務者　高橋　　圭
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第７４号
北海道苫小牧市日新町１丁目３番９号
債務者　遠藤　良一（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第７５号
北海道苫小牧市日新町１丁目３番９号
債務者　遠藤由美子（旧姓鎌倉・河波）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第３８１号
仙台市青葉区中江１丁目28番13号
債務者　伊藤　吉彦
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４１号
茨城県神栖市大野原１丁目３番71号　マルグリットＢＯＸ18
債務者　山中　朋子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第５７１号
千葉県市原市五井6231番地３　ダイヤパレス五井402
債務者　茂木　広雄
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５８６号
千葉県市原市山田128番地３
債務者　三田　澄子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６４号
新潟市南区白根古川68番地２　レオパレスリオ305号
債務者　植木　幸雄
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７３号
山梨県中央市上三條531番地
債務者　切刀としゑ
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７６号
長野県須坂市大字日滝1125番地６
債務者　滝澤　佳浩
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
長野県東御市本海野1496番地123
債務者　内山　智也
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第４４号
長野県上田市築地531番地　ハーベスト築地１階105号室、住民票上の住所長野県上田市古里798番地１
債務者　牧内　卓也
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１１５号
岐阜市元町２丁目24番地１　（ルミエール元町　306号室）、前住所岐阜市元町５丁目10番地　（メゾン橋武　404号室）
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１７８号
岐阜県各務原市蘇原旭町３丁目42番地１（旭ケ丘住宅Ａ棟　108）
債務者　中元　健二
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１７９号
岐阜市早田栄町２丁目45番地１（ホワイトマンション　２Ｅ）
債務者　中村　**廣**次
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第８４２号
名古屋市中村区諏訪町１丁目２番14号
債務者　宮下建設こと　宮下　隆司
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部